

障害のある学生への支援に係わるガイドライン

1 支援実施にあたっての留意事項

障害のある学生への支援実施にあたっては独立行政法人・日本学生支援機構作成による『教職員のための障害学生修学支援ガイド（平成 26 年度改訂版）』（平成 27 年 3 月発行）や『障がいのある学生への支援・配慮事例』（平成 27 年 4 月発行）、他大学における支援事例も参考とすること。

2 支援を希望する学生への対応

① 相談及び情報収集

学生の修学に関して学生や教職員から相談があった場合は、担当教員、学生委員会、教務委員会、学生課において情報収集を行い、当該学生の修学に係わる現状について検討する。また、当該学生に対しては、必要に応じて、本学学生相談室の利用や医師の受診を勧める。

② 支援の申請

①の結果、修学に関する支援が必要であると判断した場合、当該学生と面談を行い、修学上の困難について改めて聴取し、支援を希望するか否かを確認する。支援を希望した場合は、下記の書類の提出を求める。

- ・修学上の支援申請【修学上の支援 様式 1】
- ・必要に応じて、医師の診断書（またはそれに相当する書類）

3 支援内容の検討と決定

当該学生とも相談のうえ、学生委員会、教務委員会、学生課において、学生への支援内容や体制を検討し、決定する。

4 支援決定後

学生部長及び教務委員長は、決定に基づき、担当教員に対し、支援内容について、配慮が必要な学生に対する修学上の支援願【修学上の支援 様式 2】により依頼するとともに、必要に応じて学生及び担当教員に個別の指導・助言などのバックアップを行う。また、支援の実施に関して、教授会において報告する。

※合理的配慮とは言えないもの

- ①障害・状況・支障との関連から必要性が説明できないもの。
- ②評価の二重基準、他の学生と比較して有利になる支援など、本来の教育の目的・内容・評価に関わる本質を変更してしまうもの。
- ③役務・経費等において体制面並びに財政面において過度の負担となるもの。

以上